4　スイスの居住者が配当又は利子を取得し、これらが第十条又は第十一条の規定に従つて日本国において租税を課される場合には、スイスは、当該居住者に対し、その申請に基づいて次のいずれかの救済を与える。

(a)　当該居住者の所得に対する租税から、第十条及び第十一条の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除すること。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b)　(a)に規定する救済の一般原則を考慮した標準算式によつて決定されるスイスの租税の概算控除

(c)　当該所得に対するスイスの租税の一部免除。いかなる場合においても、日本国内から取得した当該所得の額のうち少なくとも日本国において課される租税の額に相当する部分に係るスイスの租税を免除する。

スイスは、租税に関する二重課税の回避のために自国が締結する国際条約の実施に関する規定に従い、適用されるべき救済を決定し、かつ、その手続を定める。

5　スイスの居住者である法人で、日本国の居住者である法人から配当を取得するものは、当該配当に係るスイスの租税に関し、配当を支払う法人がスイスの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同一の救済を受ける権利を有する。

6　スイスの居住者が第十三条3(a)に規定する所得を取得する場合には、スイスは、その申請に基づいて、当該所得に対するスイスの租税から、同条3の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除する。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

第十七条

条約第二十四条2及び3を次のように改める。

2　一方の締約国の企業が他方の締約国内に有する恒久的施設に対する租税は、当該他方の締約国において、同様の活動を行う当該他方の締約国の企業に対して課される租税よりも不利に課されることはない。この2の規定は、一方の締約国に対し、家族の状況又は家族を扶養するための負担を理由として当該一方の締約国の居住者に認める租税上の人的控除、救済及び軽減を他方の締約国の居住者に認めることを義務付けるものと解してはならない。

3　第九条1、第十一条8、第十二条4又は第二十二条3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払つた利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

第十八条

条約第二十五条1を次のように改める。

1　一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることになると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

第十九条

条約第二十五条の次に次の一条を加える。

第二十五条のA

1　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2　1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に関与する者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3　1及び2の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

(a)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。

(b)　当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。

(c)　営業上、事業上、産業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4　一方の締約国は、他方の締約国がこの条の規定に従つて当該一方の締約国に対し情報の提供を要請する場合には、自己の課税目的のために必要でないときであつても、当該情報を入手するために必要な手段を講ずる。一方の締約国がそのような手段を講ずるに当たつては、3に定める制限に従うが、その制限は、いかなる場合にも、当該情報が自己の課税目的のために必要でないことのみを理由としてその提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

5　3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。これらの情報を入手するため、当該一方の締約国の税務当局は、この5の規定に基づく義務を履行するために必要な場合には、3の規定又は当該一方の締約国の法令のいかなる規定にもかかわらず、当該情報を開示させる権限を有する。

第二十

条約第二十六条を次のように改める。

第二十六条

1　この条約のいかなる規定も、国際法の一般原則又は特別の協定に基づく外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼすものではない。

2　第四条の規定にかかわらず、一方の締約国の外交使節団、領事機関又は代表部であつて他方の締約国又は第三国に所在するものの構成員である個人は、次の(a)及び(b)の規定に該当する場合には、この条約の適用上、派遣国の居住者とみなす。

(a)　国際法に従い、その者が、接受国において、当該接受国外に源泉のある所得につき、租税を課されないこと。

(b)　その者が、派遣国において、そのすべての所得に対して課される租税に関し、当該派遣国の居住者と同様の義務を負うこと。

3　この条約は、国際機関、その内部機関又は職員及び第三国の外交使節団、領事機関又は代表部の構成員である者であつて、一方の締約国に所在し、かつ、その所得に対して課される租税に関しいずれの締約国においても居住者として取り扱われないものについては、適用しない。